

別紙

諮問第1192号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇事件被疑者らの逮捕について（平成29年〇月〇日付け、〇〇課）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成29年〇月〇日に〇〇で開催された〇〇での逮捕について警視庁が発表したことが分かる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成29年12月12日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、条例の手續によって開示請求をしているが、各マスコミは、条例の手續をせずに本件開示請求に係る公文書を入手しているはずである。

法令に則って手續をした方の開示部分が広くなければおかしいはずであるから、マスコミに公開した部分を、審査請求人にも公開するよう求める。

また、マスコミに本件開示請求に係る公文書を提供する法律上の根拠、マスコミに公開した部分を非開示にした理由、根拠及びマスコミと同様の資料を審査請求人が入手できる手段を示すよう求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求に係る対象公文書は、「〇〇事件被疑者らの逮捕について（平成29年〇月〇日付け、〇〇課）」であり、このうち、「2被疑者」欄の非開示とした部分及び「4事案の概要」欄の非開示とした部分は、条例7条2号に該当するため、非開示とした。

審査請求人は、当該公文書はマスコミ各社に公表したものであるから、審査請求人にも当然開示すべきである旨主張していることから、条例7条2号該当性及び同号ただし書イ該当性について述べる。

(1) 条例7条2号該当性について

本件開示請求に係る非開示情報は、被疑者の氏名、職業、住居、年齢及び犯行場所の詳細番地であり、いずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当する。

(2) 条例7条2号ただし書イ該当性について

本件開示請求に係る対象公文書は、国民の知る権利に応えるため、警視庁が取り扱った事件等の情報の一部を警視庁記者クラブに加盟する各報道機関のみに提供している公文書であり、警視庁が各報道機関に対し、現に捜査中の被疑者及び被疑事実等を公表し、報道機関がこれらの情報を報道することは、一般に、慣行として広く行われているところ、警視庁が各報道機関に提供した被疑者の実名を含めた情報をどのように報道するかは、各報道機関が、その方針に従い報道することが適当であると判断した情報を選択して報道していることから、警視庁が当該公文書を各報道機関に提供していることをもって、当該公文書に記載されている情報が、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは言えない。

そして、当該公文書に記載された情報のうち、本件開示請求により開示された被疑者の氏名等の個人に関する情報（以下「本件開示情報」という。）は、条例7条2号に規定する非開示情報に該当するものの、当該公文書に記載された情報を基にして報道機関を通じて広く一般に公表され、何人も知り得る状態におかれている上、開示情報が報道された直後に審査請求人が本件開示請求をしていることから、審査請求人が本件開示請求をした時点において、開示情報は周知性を失っていないと判断して、条

例7条2号ただし書イに該当するとして開示したものである。

他方、本件開示請求に係る非開示情報については、当該公文書の提供を受けた報道機関によって報道された事実はなく、また、警視庁が今後公にする予定もないことから、条例7条2号ただし書イには該当しない。

以上のことから、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とはならず、実施機関が行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月 2日	諮問
平成30年12月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成31年 1月22日	新規概要説明（第169回第三部会）
平成31年 2月19日	審議（第170回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として、「〇〇事件被疑者らの逮捕について（平成29年〇月〇日付け、〇〇課）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、このうち、「2被疑者」欄の非開示とした部分及び「4事案の概要」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報」という。）について条例7条2号に該

当するとして、非開示とする一部開示決定を行った。

実施機関によると、本件対象公文書は、本件開示請求に係る事件（以下「本件事件」という。）の情報の一部を警視庁記者クラブに加盟する報道機関（以下「警視庁記者クラブ加盟各社」という。）のみに提供した公文書であるとのことである。

イ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 条例7条2号本文該当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示情報には、被疑者の氏名、職業、住居、年齢及び犯行場所の詳細番地が記載されていることが確認された。

本件非開示情報は、いずれも被疑者個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例7条2号本文に該当する。

(イ) 条例7条2号ただし書該当性について

審査請求人は、実施機関は本件対象公文書をマスコミに提供していることから、マスコミに公開している部分は開示すべき旨主張しており、当該主張は、本件非

開示情報は条例7条2号ただし書イに該当するとの趣旨であると解される。

これに対し、実施機関は、本件対象公文書は警視庁記者クラブ加盟各社のみに提供している公文書であり、各報道機関が実施機関から提供を受けた情報をどのように報道するかは、各報道機関が、報道することが適当であると判断した情報を選択して報道していることから、実施機関が本件対象公文書を警視庁記者クラブ加盟各社に提供していることをもって、本件対象公文書に記載されている情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは言えない旨説明している。また、本件非開示情報については報道されておらず、実施機関が今後公にする予定もないことから、条例7条2号ただし書イには該当しない旨説明している。

審査会が、実施機関から提出された本件事件に関する新聞及びニュースサイトに掲載された記事を見分したところ、実施機関が警視庁記者クラブ加盟各社に提供した情報の全てが掲載されているものではなく、当該情報のほか、各報道機関の取材による情報と併せて独自の記事として掲載されていることが確認されたことから、どのような情報を報道するかは、各報道機関の判断によって行われていると認められる。

また、いずれの記事においても本件非開示情報が掲載されている事実は認められず、本件事件に関する報道は、本件開示請求日当日及びその翌日に行われており、実施機関の説明によれば、その後の報道は行われていないとのことであった。

これらのことを踏まえると、本件対象公文書は一部の報道機関のみに限定して提供されているものであり、必ずしもその情報の全てが公にされるものではなく、公にすることが予定されているものとも認められない。

したがって、本件非開示情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

以上のことから、本件非開示情報は条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は審査請求書においてその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋